

# 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則第 48 条第 2 項に関する認定基準

3 産労農振第 2543 号

令和 4 年 3 月 8 日

## 第 1 総則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和 3 年<sup>農林水産省令</sup><sub>国土交通省令</sub>第 6 号。以下「共管省令」という。）第 48 条第 2 項の規定による接道義務に関する認定について、次の基準に該当するものについて審査を行うものとする。

なお、「道」とは、一般の通行の用に供されている道路状空地のことをいう。

## 第 2 基準

道路に有効に接続する、土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する農業用道路に該当する幅員 4 m 以上の公有地等に、2 m 以上接する敷地

## 附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。